

古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例等の概要について

1. 個人情報の保護に関する法律の改正と古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例について

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されました。

この改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、改正法に統合され全国的な共通ルールになります。また、当該規律について、個人情報保護委員会が一元的に解釈運用することになりました。

このため、令和5年からは、古賀市でも改正法が直接適用されるため、現行の古賀市個人情報保護条例（以下「現条例」という。）を廃止し、改正法の施行に関して必要な事項として、改正法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を新たに規定する古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）として制定することが必要になります。

2. 改正法と法施行条例の関係について

改正法で定められた全国共通ルールに基づき、市が法施行条例で定めることができるのは、次の事項となります。

① 改正法の規定により法施行条例で規定する必要がある事項

- ・ 開示請求に係る手数料

② 改正法の規定により法施行条例で規定することができる事項

- ・ 条例要配慮個人情報の追加の要否
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項
- ・ 個人情報開示請求等に対し不開示とする情報の内容
- ・ 開示・訂正・利用停止請求の決定期限と決定期限の延長
- ・ 審議会への諮問
- ・ 行政機関等匿名加工情報

3. 改正法の施行に伴う法施行条例の整備

① 改正法の規定により法施行条例で規定する必要がある事項

(1) 開示請求に係る手数料

改正法の政令では、開示請求1件当たり300円の手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体に対し開示請求をする場合については、手数料額を当該地方公共団体の法施行条例で定める（手数料を無料にすることを含む。）こととされています。

市では、従来から手数料を徴しておらず、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担としていますが、今後も手数料を徴収せず、実費負担とする規定を設けたいと考えています。

現条例：第26条

改正法：第89条第2項

② 改正法の規定により法施行条例で規定することができる事項

(1) 条例要配慮個人情報の追加の要否

改正法では、「要配慮個人情報」が規定されており、これについて地方公共団体の判断で追加し「条例要配慮個人情報」として法施行条例で定めることができるとされていますが、現条例と改正法の「要配慮個人情報」の内容には差異はありません。

市では、現条例と改正法の「要配慮個人情報」の内容に差異がないことから、法施行条例に「条例要配慮個人情報」を規定する必要はないと考えています。

現条例：第7条第2項

改正法：第2条第3項、第60条第5項

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

改正法では、市の実施機関がどのような個人情報を取り扱っているかを公表する「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられています。このほかに法施行条例で規定することで、現在市で整備している個人情報事務登録簿等の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を別途作成し、公表することもできるとされています。しかし、この度作成する「個人情報ファイル簿」と、既存の「個人情報取扱事務登録簿」に記載する内容は重複しており、双方を併存させると公表・閲覧する上で混乱が生じることが想定されます。

市では、「個人情報ファイル簿」を作成することに伴い、「個人情報取扱事務登録簿」は廃止することとし、法施行条例に「個人情報ファイル簿」とは別に帳簿を作成・公表する規定は設けないようにしたいと考えています。また、「個人情報ファイル簿」の作成は、改正法施行令において、取扱う個人情報が1,000件以上の場合とされていることから、その規定どおり、1000件以上の個人情報を取り扱う場合において作成・公表することとしたいと考えます。

現条例：第6条

改正法：第75条第5項

(3) 個人情報開示請求に対し不開示とする情報の内容(情報公開条例との整合)

改正法では、情報公開条例と改正法とで開示又は不開示の判断に不整合が生じる場合は、法施行条例に規定することにより、不開示情報から除く又は追加することができるとされており、改正法の関係条項の適用により、情報公開条例と改正法の整合性を確保することができます。

市では、法施行条例に、不開示情報から除く又は追加する旨の規定を設ける必要はないと考えています。

現条例：第14条第2項

情報公開条例：第7条

改正法：第78条

(4) 開示・訂正・利用停止請求の決定期限と決定期限の延長

改正法では、開示・訂正・利用停止請求の決定期限について、請求があった日から30日以内にしなければならない、また事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるとされていますが、法施行条例で定めることにより、決定期限及び延長期間をそれぞれ30日より短縮することができるとされています。

市では、開示・訂正・利用停止請求の決定期限については、改正法の決定期限の日数(30日以内)を、現条例の決定期限の日数「請求があった日の翌日から起算して14日以内」に合わせ短縮したいと考えています。また、延長期間については開示決定に時間を要する案件が発生する可能性があるため、現条例の延長期間の日数(15日以内)を、改正法の延長期間の日数(30日以内)に合わせたいと考えています。

現条例：第17条第3項、第4項、第21条、第25条

改正法：第83条、第94条、第102条、108条

(5) 審議会への諮問

現条例では、利用目的以外の目的のために個人情報を外部へ提供する場合や、外部の電

子計算機とオンライン結合し、個人情報のやりとりをする場合は、古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会へ事前に意見を聴取することが義務付けられていますが、改正法では、個人情報の取り扱いの規律については、個人情報保護委員会が一元的に解釈運用することとなるため、改正法施行後は、市が古賀市情報公開・個人情報審議会へ諮問し、市独自で個人情報の取り扱いについて規定することはできなくなります。しかし、個人情報の適正な運用を確保するため、重要事項やルールの詳細等について検討を行う場合に、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、法施行条例で規定することにより、改正法施行後においても、審議会へ諮問することができるかとされています。

市では、引き続き制度の運用等に係る審議会機能を残すこととし、その規定を設けたいと考えています。

現条例：第7条第2項、第3項第8号、第8条第1項第6号、第9条第1項第2号、第12条第2項第5号、第30条第4項
改正法：第129条

(6) 行政機関等匿名加工情報

「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関が保有する個人情報について、特定の要件に従って、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

改正法に基づき、都道府県及び政令指定都市においては民間の研究機関等民間事業者への提供が義務付けられます。しかし、その他の市町村については、当分の間、制度導入は任意であり、義務を課せられていません。

市では、これまで提供制度に関する問合せはなく、現時点で需要が見込まれないため、本制度の導入を見送ることとし、規定は設けないようにしたいと考えています。

改正法：第60条第3項、第110条、第111条、附則第7条

4. 改正法の施行により現条例から大きく変わる項目(法施行条例では規定できないもの)

改正法の施行により、現条例から大きく変わる項目があります。これらは、法施行条例での規定は認められていません。

(1) 死者の個人情報の取り扱いについて

現条例では、個人情報について生死の区分はありませんが、改正法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と規定されています。

ただし、死者に関する情報のうち、当該情報が生存する遺族等の個人に関する情報でもある場合には、個人情報として保護の対象となります。

現条例：第2条第1号

改正法：第2条第1項

(2) 個人情報ファイル簿の作成・公表について

現条例では、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規定はありませんが、改正法では、市が、対象者1,000人以上の個人情報ファイル（※1）を保有する場合は、その個人情報ファイルの「あらまし」を記載した、個人情報ファイル簿（※2）を作成・公表することが義務付けられます。

※1 個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物のことをいいます。

※2 個人情報ファイル簿とは、保有している個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する「あらまし」を記載した帳簿のことをいいます。

改正法：第75条

5. 改正法の施行に伴う他の条例の整備(主なもの)

(1) 古賀市情報公開条例(公務員の氏名について)

市の情報公開条例においては、職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容については、開示すると規定されております。改正法においては、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することされております。

市では、情報公開条例を改正し、不開示情報に係る公務員の氏名の取扱いについては、改正法と同様の規定に改めたいと考えています。

情報公開条例第7条第1号ハ

改正法第78条第1項第2号ハ